

平成 24 年度 第 3 回三重県教育改革推進会議 議事録

日 時 平成 24 年 11 月 19 日 (月) 13:00 ~ 13:55

場 所 プラザ洞津 「高砂の間」

出席者

(委 員) 稲垣 元美、上島 和久、太田 浩司、末松 則子、関戸 信、
曾我 基子、田尾 友児、多喜 紀雄、土肥 稔治(第 2 部会長)、
中津 幹、中村 武志、西田 寿美、浜辺 桂子、松岡 美江子、
皆川 治廣、向井 弘光(副会長)、山田 康彦(会長)、
高屋 充子(欠席)、奥田 清子(欠席)、杉浦 礼子(欠席) (敬称略)

(事務局) 教育長 真伏 秀樹、副教育長 小野 芳孝、
教職員・施設担当次長 信田 信行、学習支援担当次長 白鳥 綱重、
育成支援・社会教育担当次長 野村 浩、研修担当次長 西口 晶子、
教育総務課長 荒木 敏之、教育改革推進監 加藤 幸弘、
教職員課長兼総括市町教育支援・人事監 木平 芳定、
福利・給与課長 福本 悦蔵、学校施設課長 加藤 文雄、
高校教育課長 倉田 裕司、特別支援教育課長 井坂 誠一、
特別支援学校整備推進監 東 直也、小中学校教育課長 鈴木 憲、
生徒指導課長 和田 欣子、研修企画・支援課長 川口 朋史、
研修指導課長 辻村 大智、
教育総務課副課長 寺 和奈、小中学校教育課副課長 谷口 雅彦、
高校教育課副課長 長谷川 敦子、同 松岡 泰之、
特別支援教育課副課長 森井 博之、
研修企画・支援課副課長 後藤 武彦、研修指導課副課長 廣島 朗、
研修企画・支援課 吉村元宏、川上幸穂、
教育総務課 辻 成尚、久野 嘉也、宇陀 和彦

内 容

開 会

(事務局 加藤教育改革推進監)

失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から、平成 24 年度第 3 回三重県教育改革推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、奥田委員、杉浦委員、高屋委員にはご欠席の連絡を事前にいただいております。末松委員は公務のため少し遅れるというご連絡をいただいております。その他の委員様にも随時、ご到着いただけるものと思います。

それでは、開会にあたりまして、真伏教育長からご挨拶申し上げます。

1 教育長挨拶

(真伏教育長)

皆さんこんにちは。第 3 回三重県教育改革推進会議にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、全体会では、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定ということで審議をお願いしております。

最近、特別支援学校の特に高等部の生徒さんが急増してきているということ、また、新たな課題として、草の実りハビリテーションセンターと小児心療センターあすなろ学園の統合に伴う新たな特別支援学校をどうしていくかということで、23年度から26年度までの施設整備の計画を見直しさせていただきたいと思っていますので、よろしくご審議をお願いいたします。

その後、第1部会と第2部会に分かれていただき、一つは「教員の資質の向上」について、もう一つは「県立高等学校の活性化計画」ということでご審議をお願いします。

「教員の資質の向上」は、教育ビジョンにも掲げております施策の一つで、学校教育の充実・発展のためには、子どもと直接接していただく教職員の資質が大変重要かと思っています。特にこれから10年ぐらいにかけてベテランの教員がどんどん退職されるという状況がございますので、そうした中で、しっかりした教育をしていくためにどういう形で資質の向上に向けて研修をしていけばよいのかご議論いただきたいと思います。

8月に中教審の答申が出て、これからの教員の資質の向上について、「学び続ける教員像」という形の提言がされておりますが、その中ではどちらかと言えば、修士レベル化ということがメインになってきているような感じがございます。

私もも文科省で話があったときに少し意見を言ったのですが、先生の資質が鍛えられるというか、高まるのは多分現場だろうなと思っており、現場力をいかに高めるか、授業力を高めていくかが必要だと思っています。修士レベル化といっても、すぐにそういう形にはならないだろう、そこに行くまでにまだたくさんやる必要があるかと思っていますので、ぜひ、その辺のご議論をお願いしたいと思っています。

それと、もう一つ、「県立高等学校の活性化」の関係でございます。昨年来ずっとご議論をいただいているわけですが、今回の計画については、従前は「基本計画」と「実施計画」に分けてやっておりましたが、今回は、10年先を見越した形の「基本」と「実施」を一体にしたような計画で5年程度のことを見据えてやろうと思っています。いろいろな形で、中身のことや地域ごとの再編の話ということも書かせていただいておりますが、私が申し上げるのも変な話ですが、事務方としては予算のこととか人の話とかが頭によぎりますので、今後、踏み込むべきだと思われるところが変にブレーキがかかってしまったりということもあるかもわかりません。ぜひ、各委員のお立場から、これからの県立高等学校の活性化のために何が必要かということをしっかりご議論いただければと思っています。

本日は、どうもご苦労様でございます。よろしくお申し上げます。

(教育改革推進監)

お手元の資料について1点訂正をお願いいたします。

右上に参考資料と押印して、8月から3月までの会議スケジュールが一覧になっておりますが、11月の部分、本日19日に開催しております第3回の全体会、第1部会、第2部会を誤って11月5日と記載しておりますが、第3回、すべて本日11月19日でございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、ここからの進行を山田会長様、よろしくお申しいたします。

2 会長挨拶

(山田会長)

それでは、会議を始めさせていただきます。全体会は久しぶりですので、どうぞよろしくお申しいたします。

本日、この全体会は、事項書にもありますように大体50分ぐらいかけて行い、その後、各部会に分かれるという形になっております。全体の審議は、先ほど教育長さんのお話にありましたように、第2部会で審議をしてきました「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定についてです。これについて、この改革推進会議全体会としてまとめていくという会になっています。

資料1と、資料2は資料1を文章の形にしたもので、同じものですね。この資料1の内容についてご議論いただくわけですが、4ページ通して説明していただいて、審議については、最終的なまとめになりますので、1ページずつ確認していくような進め方をさせていただきたいと思います。目安としては1ページ5分から10分ぐらいのペースで、議論が集中するところもあるでしょうし、早く済むところもあるかと思いますが、そのようなテンポで進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。また訂正がありましたらお願いします。

3 審議事項

(1) 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定について

(井坂特別支援教育課長)

それでは、資料1に基づきご説明をさせていただきます。

まず、資料1の1ページ、1「はじめに」のところです。(1)「第二次実施計画」の趣旨でございます。平成18年10月に「三重県における特別支援教育の推進について」を策定し、この計画に基づき、平成19年から22年の「県立特別支援学校整備第一次実施計画」を示しまして県立特別支援学校の具体的な整備を進めてきました。

左側が平成22年11月時点の記載内容で、右側が平成24年、今回改定させていただくことになっている部分でございます。

この改定させていただこうと思っている部分の真ん中あたりですが、時点修正をしました。

以前は、「三重県教育振興ビジョン」でしたが、ここからは、「三重県教育ビジョン」ということで、三重県教育ビジョンを平成22年12月に策定しました。今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から示しています。また、先ほど教育長からも話がありましたように、『しかしながら、平成23年度から「第二次実施計画」に基づく整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校第二次実施計画(改定)」として示すこととしました』ということです。

なお、「第二次実施計画期間の取組」に示した整備年度については、実施計画が実施段階において予算の状況等により変更することがあります。ここは部会終了後でしたが、関係部局との調整の中で行政の計画として、こういう一文を入れる必要があるということで挿入をさせていただいた部分です。

次、(2)の「第一次実施計画」の取組の状況です。

1については、時点修正です。くわな特別支援学校は平成24年4月に開校しましたので、この一文を入れました。

2は、西日野にじ学園の過密解消のため、杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門を設置するとともに、22年の4月に石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校したということで、前回と同様です。

3の城山特別支援学校草の実分校についても、統合したということで、同様です。

4のところでは、東紀州くろしお学園おわせ分校についても、21年4月に尾鷲高校の施設に移転したということで、前回と同じでございます。

5については、第2部会に提出しました原案では、「適切である」と記載をしましたが、委員の皆さまから、評価が入っているので、評価を入れずにトーンダウンしたほうがよいというご意見をいただきましたので、「訪問教育については、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング等での指導のために、肢体不自由特別支援学校において実施することとし、西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から特別支援学校北勢きらら学園において、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において、実施しています」と書かせていただきました。

(3)整備に関する課題について、1も前回と同様で、知的障がいに対応する特別支援学校の児童生徒数が増加しているために、学習環境の整備が急務となっているということです。

2についても同様です。通学に長時間を要する児童生徒がいるということです。あと、県内

の特別支援学校の整備状況や今後の児童生徒数の推移を勘案した適正な配置について検討する必要がありますというところです。

3も同じです。スクールバスの配備を進めてきた結果、寄宿舎に入舎する児童生徒数が減少傾向にあるということでございます。

2ページ、「第二次実施計画の」の基本方針のところです。

まず、「序文」のところ、ここについても「三重県教育ビジョン」ということで時点修正をしました。また、「三重県教育改革推進会議」ということで正式名称を入れました。

それから、三重県教育ビジョンの内容については、『「三重県教育ビジョン」には、早期からの一貫した支援体制の構築、高等学校における支援の充実、進路指導・就労支援の充実、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実等の特別支援教育の推進に関する取組内容が示され、これに基づき取組が進められています』としました。

この課題については、部会のほうでソフト面といいますか、充実のご要望もありましたが、この計画はハード面中心の計画にとどめたいと思いますので、序文に、そういうソフト面を含めた充実についての文を挿入しました。「このように保育所や幼稚園から高等学校に至るまで、障がいのある児童生徒についての途切れのない支援が求められる中で、児童生徒の支援情報の円滑な引継を行うための体制づくりを引き続き進めるとともに、高等学校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります。このため、教員の専門性の向上等を図るとともに、高い専門性を活かした特別支援学校による助言等のセンター的機能の充実を図る必要があります」とさせていただきます。

このことから、地域に根差した学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めます。

(1)の緊急課題への対応については、知的障がいに対応する特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いておりますので、特に高等部ですが、改修等による教室の確保に努めるとともに、暫定的な校舎の設置や必要な設備などを整備し、教育環境の充実を図りますということで、前回と同じです。

(2)の適正な規模及び配置のところですか。これについては時点修正で、まず、県立特別支援学校は、平成24年度は16校となりましたので、15校を16校に修正しました。また、最後の段落ですが、「その際には、既存施設等を有効に活用することを基本としつつ、地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める必要があります」としました。「既存施設」を基本方針としてきましたが、防災面の配慮や、交流および共同学習をする必要があるとか、そういうことも含めて地域の特性や、整備するうえでの時間等も考えてこういう表現にさせていただきました。

(3)の高等部教育の充実のところ、真ん中辺りですが、「県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの導入による特色ある教育課程の編成、外部人材を活用した職場開拓に基づく早期からの職場実習の実施、アセスメントの活用による職種と本人の適性のマッチング等を図るとともに、キャリア教育における勤労観・職業観の育成、個別の教育支援計画等の活用による卒業後への移行支援にかかる関係機関との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します」ということを入れました。前のときは、こういう職業コースについての詳しいことは載っていませんでしたが、実際に今やっていることを含めまして、ここに具体的に示させていただきました。

(4)の複数障がい種別への対応については、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、多様な障がいや複数障がいへの対応が可能となるよう、学校全体の体制を整備する必要があることから、前回と同様にいたしました。

次に、3ページ、3「第二次実施計画」期間の取組のところですか。

東紀州地域については、東紀州くろしお学園おわせ分校については、尾鷲高校の施設を改修し教育環境の整備を行いました。東紀州くろしお学園本校は、まだ小・中学部は有馬小学校の施設、高等部は木本小学校の施設を借用しているところから、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているとの課題があります。それから、学校が分散しているためにセンタ

一的機能の一体的な発揮等にも課題がありました。

このことから施設面を含めた機能統合についての検討を進めた結果、「金山パイロットファーム地内に新たな施設の整備を進めることとしました。平成 25 年度から測量調査等を開始し、平成 26 年度を目途に開校できるよう整備を進めます」としました。整備の年度を 27 年度とさせていただきますが、これについては、財政等の関係部局と調整した後、今後、明示したいと思っています。今日はこういう形で申し訳ございませんが、27 年度とさせていただきます。調整の後、2 月 4 日の全体会で出ささせていただければと思っているところです。

中勢、松阪、南勢志摩地域についてですが、玉城わかば学園の高等部生徒数の増加で教室不足が生じまして、緊急の対応として暫定校舎を平成 23 年 4 月に設置したところです。「教室不足等の課題に対応するため、玉城わかば学園の児童生徒数の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校の整備について検討を重ねた結果、現在の三重中京大学の校地を活用して整備を進めることとしました。平成 25 年度から地質調査と校舎設計を開始し、平成 26 年度を目途に開校できるように整備を進めます。併せて玉城わかば学園の暫定校舎の解消と適正規模化を図ります」とさせていただきます。ここも先ほどと同様に調整ができておりませんので、27 年度ということにしましたが、これも 2 月 4 日の全体会で出せるようにさせていただきますと思っています。

その他の地域です。これ以外の地域においても今後も高等部生徒数の増加が見込まれるために、今後ともその推移を早期に見極め対応を検討したいと思っています。これは、前回と同じでございます。

次に、(2)特定の課題への対応というところです。

通学時間の改善のところでは、

これについては、まず、時点修正で、平成 24 年度は、通学用スクールバス 41 台を配備しています。

次の段落のところですが、通学にスクールバスが必要な児童生徒の中には、長時間に及ぶ通学時間を要する地域に居住する者がいること、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していることで、障がい別に学校がありますので、児童生徒によっては通学に時間がかかることもあるということがございます。また、各学校の通学区域が広範囲になること等の課題があります。

今後とも運行経路の見直しを行いつつ、引き続き通学時間の短縮に向け、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせてスクールバスの計画的な配備を検討します。

の盲学校及び聾学校のあり方については、県内唯一の学校ですので、センター的機能を発揮していくことが期待されますということで、前回と同じです。

それから、ア)の盲学校のあり方、イ)の聾学校のあり方についても、前回と同様です。

4 ページの 寄宿舍のあり方については、「現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校 5 校に設置している寄宿舍を 3 校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮し、関係者の理解を図りながら、統合の組合わせや施設設備の整備について総合的・計画的に、かつ慎重に、検討を進めます」ということにしました。統合により不利益が生じるということから裁判になったこともあるということで、委員の皆様からここについては「慎重に」ということを入れたほうがよいというご意見をいただきましたので、最後のところに、「かつ慎重に」と入れさせていただきました。

医療・福祉等の関係機関との連携について、県立特別支援学校には病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。「これらの学校の中には」というところですが、すべての特別支援学校が医療・福祉等と連携しつつ整備をすると取られるというご意見をいただきましたので、文章表現を変えて、「これらの学校の中には医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されているところもあることから、関係機関と連携して取り組むとともに、その進展を見極めながら対応を検討していきます」というようにさせていただきました。

(3)の新たな課題への対応(新規)のところでは、

くわな特別支援学校への対応ですが、『くわな特別支援学校は、「第一次実施計画」に基づき、平成 24 年 4 月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室の不足が生じる可能性があります。そのため、新たに校舎を増築し、平成 26 年 9 月の使用開始を目指します』としました。

杉の子特別支援学校石薬師分校への対応のところについても、と同様ですが、『杉の子特別支援学校石薬師分校は、「第一次実施計画」に基づき、平成 22 年 4 月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も生徒数の増加が見込まれます。そのため、新たに校舎を増築し、平成 26 年 9 月の使用開始を目指します』としました。

草の実りハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなる学園の一体整備に伴う対応についてです。

現在、草の実りハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなる学園を、「こども心身発達医療センター(仮称)」として津市大里地区に一体的に整備し、隣接する三重病院との一層の機能連携の中で、子どもの「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応する発達支援の拠点とする計画が進んでいます。

あすなる学園に入院する児童生徒の重度・重複化によって、入院治療による総合的・専門的な医療の必要性が高まっていることを踏まえ、「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体的整備に伴い、これまで津市立の小中学校分校であったあすなる分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を一体とした、新たな特別支援学校として再編することとします。

このことによって、新たな特別支援学校が県内の各特別支援学校におけるセンター的機能を牽引する役割を発揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい児や肢体不自由児等の教育支援を進めるとともに、より高度で専門的な医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して対応する総合的な支援ネットワークの構築や、研修等の人材育成システムの充実を図ります。なお、新たな特別支援学校は、病院開設にあわせて、平成 29 年 4 月の開校を目指します。

委員の皆様からのご意見で、「重度化というよりも重複化」ということもありましたので、「重度・重複化」としました。それから、「継続的医療が必要」としていましたが、県民としてそういうことは分かりにくいのではないかと、継続というのはどこからどこまでかという言葉も必要ではないかということでしたので、言葉を改めて、「入院治療における総合的・専門的な医療の必要性」とさせていただきます。

また、一番下の新たな特別支援学校のところですが、前は「拠点」としていましたが、第 2 回第 2 部会が終わってから教育委員会事務局で検討する中で、「拠点」というより「新たな特別支援学校」としたほうが分かりやすいんじゃないかということで表現を変えさせていただきました。

4 の第三次実施計画については、まだ今、第二次実施計画の改定をやっているところですので、これについては、今回は「削除」としました。以上でございます。

(会 長)

それでは、今の説明を受けて、この資料 1 について審議をしたいと思います。先ほど説明させていただいたように、一応全体会でのまとめになりますので、1 ページずつ確認していく形にさせていただきます。

まず 1 ページ目の「はじめに」のところでは何かご質問やご意見、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(皆川委員)

1 ページの 1 の(1)ですが、「予算の状況等」ということですね、これは説得力に欠けるような気がします。我々、条例がなぜ必要かという話をするときには、条例をつくることによって予算の裏付けができるということ、人的支援、スタッフを整備しなければいけない、その 2 点を条例の制定の必要性として教えるのですが、この「予算の状況」だけでは足りないの、もう少し説得力を持つように、予算とともに職員配置の状況等により変更することがある、このようなものを入れたほうが、よりお金だけではないという理論づけになるとは思います、い

かがでしょうか。

職員配置は、年度が遅れるという一つの理由になっていくのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

(会 長)

関連するご意見はありますか。

それでは、お願いいたします。

(白鳥次長)

今回、「予算の状況等により」と書かせていただきました。予算の関係する事項も県の施策の中で当然ながら出てくるということで、大体こういう書き方をさせていただいて、今、ご指摘をいただいた人的配置といった部分も、今回の「予算の状況等」という中に含め、整理をさせていただいております。

これにより、ご指摘いただいた部分も含めて、その状況により今後の変更の可能性はあり得るということを確認させていただいているところです。

(皆川委員)

決して強行にというような意見ではありません。遅れたときには、予算の中身として職員配置もこの中に要件としてありますということの説明できるようにしていただければ結構です。

(会 長)

他にいかがでしょうか。

それでは、またお気づきの点がありましたら1ページに戻っていただいて結構ですが、2ページに行きたいと思います。2ページは、2の「第二次実施計画」の基本方針のところになります。こちらについてはいかがでしょうか。第2部会の委員の方々には何回も議論をさせていただいたので、ご理解いただいていると思いますが。

それでは、3ページに進みます。3ページは、「第二次実施計画」期間の取組ということで、(2)の途中までのところですが、いくつか新しい設置の話やスクールバス等、新たに変更されているところがございますが、いかがでしょうか。

実際の開校の目処のところについては、2月の全体会で明示する形です。

東紀州くろしお学園も、今回の東日本大震災絡みで改めて敷地のこと等を議論されたともお聞きしています。

それでは、4ページに行きたいと思います。こちらも、新しい施策といいますか、寄宿舎の問題とか、新たに特別支援学校の形で統合するという方向も示されておりますが。

(西田委員)

(3)の新たな課題への対応のところですが、この前の部会のときもいろいろ言いましたが、どうしても、あすなる学園に入院する児童生徒の「重度化」とか「重度・重複化」というのは引っかけ、今日、もう一回考えて、このように修正していただいたほうがいいのではないかと思いますものを持ってきました。

「あすなる学園に入院する児童生徒は、治療や支援内容が多岐にわたるなど、高度な専門的医療と個別の教育環境が必要になっており、発達支援を継続するには、医療と教育の連携が重要であることを踏まえ、長くなるのですが、やはり私たちが医療だけでできず、教育と連携がすごく要るということと、「重度・重複化」というのをこういうふうに具体的に説明したほうがいいと思ったのですが、いかがでしょうか。このように変えていただくほうが・・・

(会 長)

何か他に関連するご意見はございますか。まずはこの点についてということをお願いいたします。

部会長さん、私の意見としては今のご趣旨を受けて、最終的な文言は、また事務局と私のほうで、今はその文字をいただいて、まとめさせていただこうかと思いますが。

(土肥第2部会長)

特に、教育との連携のところですね。これは非常に重要なことになってくると思いますし、せっかく3校が一体になるということであるなら、そういう記述をしっかりとしてほしいというご意見でした。

(会 長)

それでは、今の西田委員のご意見の趣旨はこちらに入れさせていただくということで、最終的な文言は、また私のほうで責任を持ってまとめさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

(向井副会長)

少し聞かせいただきたい。少子高齢化の中で障がい者の数が増えているということは、何か特徴があるのでしょうか。

(特別支援教育課長)

特徴といいますか、知的障がいの特別支援学校の児童生徒が増えているという現状があります。特別支援学校に入ってくる生徒は、特に高等部段階が増えているわけですが、高等部に入る前の、小中学校の特別支援学級の生徒も年々増えておりまして、その生徒が小中学校の後、高等部段階で入学してくるとというのが一つです。

それから、平成 19 年以前は特殊教育と呼んでいたのですが、平成 19 年度から特別支援教育となりました。今までは、特別支援学校は、盲・聾・養護学校、特別支援学級、そういうところにいる子どもたちが対象でしたが、平成 19 年度からは、普通学級にいる子どもたちも対象となり、対象の範囲が広がったと思います。そういう面も含めて、垣根が低くなったということもあるかと思います。特別支援教育というのが全体的に受け入れられて、そういう意味では、特別支援学校に行くということについても、一人ひとりをよく見てもらって、そこで教育をしているという評価も入って、そういう形で特別支援学校に入る子どもが増えてきたのかなと我々は思っています。

(西田委員)

その要因ですが、40 年以上前と比べると、三重県の 18 歳になる子どもたちの数は 3 分の 2 になります。それなのに、特別支援学校を希望する子は増えていますね。特に高等部が増えています。これは、発達障がいを持っている人たちに対して軽度の療育手帳を発行するのが多くなっているからです。

発達障がいを持っている、自閉症状をもっている人たちの社会機能の弱さがはっきりしてきたので、三重県では I Q 85 以下の人たちに、普通だったら I Q 70 以下しか軽度の療育手帳は出さないのですが、社会性の障がいも加味して手帳を出すようになったのです。これは全国的な傾向で、神奈川県は I Q 90 以下の人に出している。兵庫県は、I Q は全然関係なく、社会的機能の障がいの重さによって軽度の療育手帳を出すというように変わってきました。

だから、結局それで増えているのと、20 年前には 1,000 人に 2 人ぐらいと言われていた発達障がいの人たちの数が、最近では 50 人に 1 人ぐらいになっているということがあります。

それは、対人関係の苦手さと社会への適応のしにくさの診断基準が広がっているからです。実際に増えているという根拠は証明されていないのですが、結局、診断をする人が増えてきているのだろう、そのくらい文明の社会で適応するのに困難な人たちなんだろうというのが、そもそものところでは。

だから、これだけ数が違うのではないか。それで、普通の高校はどんどん定数が減っているのに、特別支援学校ばかりが増えてくるということになるのだと思っています。

(副会長)

ありがとうございます。私は企業出身なのですが、予算が膨張していくということ、日本はどちらかというと、公共に頼って公共の予算がどんどん肥大化していくという形です。もっと違った観点があってもいいんじゃないかと思います。

海外の学校をつくるのに支援をしていただくということで、日本人の方も多くの方がご支援をいただく。また、この東日本なんかも、世界中から支援をしていただいているわけです。

そうしたときに、行政がどれくらい予算が肥大化しているかを考えたときに、こんなことを言ったら失礼ですが、尖閣諸島のことで東京都知事がああいう発言をされた、そして 14 億円ぐらい集まったということです。

こういう形でなくても、万が一支援していくときに、一人ひとりに支援していただくという形で広げていくことは、もう限界に来てるんじゃないか。もっと社会に富の配分を訴えていく

ことを考えていかなきゃ難しいのではないかと思います。

経済界で調べても、ほとんど3%ぐらいの方が、50%以上の富を支配してきたというような恐い状況があります。これが長い間続きますと、偏った形になりますから、もっと行政が発信したらいいのではないか。「多くの支援を」ということをもっと考える社会が来ているのではないか。もう、行政の限界に来ているんじゃないか、そういうふうにとんどん肥大化していくのだったらと思っています。

ましてや、支援を受けられない子どもたちがいるというのなら、もっと資金のあり方を具体的に数字で言ってもらって、そしてチャレンジしていくということ。別に三重県だけじゃなくてもいいと思うのです。全国から、世界から集めてもらってもいいと思います。極端なことを言えば、「教室にもその財団の名前を付けて支援していただく」というふうな形でもいいのではないか。もし、そんなことを三重県で始めていただければ、そして多くの資金を集めて支援してやれば、社会のみんながそういうふうな形になると思います。

スペシャルオリンピックスもご存じのとおり、ケネディー家の一員が障がいになられて、それで始まって、世界的な支援体制になってきている。また、日本でも多くの方がいろんな形で支援していただいているということ考えたときに、こういう行政の肥大化というのを、市民全体、もしくは三重県全体、そして国全体、国際的にも発信することを考えてほしいと、そんなふうに私から提言しておきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。ぜひまた、ご検討いただきたいと思います。
他にいかがでしょうか。

(第2部会長)

第2部会で議論になった点を少しだけ皆さん方にお知らせをして、考える材料にさせていただいたらいいと思います。

第一次計画、その後第二次計画を現在実施していただいているわけですが、なぜ、まだ増築していかなければいけぬのか。その辺のデータの信憑性はどうかというところが、まず第1点ありました。

それから、2点目は、西田委員のお話にもありましたが、やはり教育との連携をどうしていくんだというようなところ。特に高等学校に今、特別な支援を要する子どもがたくさん入っている。そういうところと特別支援学校の連携とか、その辺をどうしていくんだという観点。これが2つ目です。

3つ目が、今度新しくできる、草の実りハビリテーションセンターと小児心療センターあすなる学園のところですが、ここについては、三重県は本当に先駆的に最先端を走っていただいているので、教育との連携をしっかりとアップにして、いろんなものをつくってほしいということ。大きくそれぐらいの点でした。

いろいろと確認させていただいたところ、なぜ増えているのかというところですが、平成27~28年ぐらいでピークを迎えてきますので、ここで計画を立てたもので多分大丈夫であろうというお答えでした。ですので、この がありますけれど、ここの開設年度についてはしっかりと書いてほしいということも要望させていただきました。

あとは、高校との連携の件ですが、やはり特別支援学校、センター的機能をしっかりと発揮して高校との連携をやっていくというお答えでしたので、それもここに書き込まれていると思っております。そういう形で議論が進んできたという理解はしています。

(多喜委員)

特別支援学校や普通の高等学校において障がいのある方の教育が充実されていく方向にあることは大変素晴らしいことだと思います。先ほど西田委員からもお話があったように、診断基準が広がっている。そのため軽度の発達障がいのある方が増えているということです。是非そういった方々には、就労について対人関係や社会への適応の難しさは持っておられるが、その他のよい面を引き出すなど就労への準備を整えていくことが是非必要であると思われ、就労や働きやすい環境を整えていくことが大切であると思います。

以前、三重県は民間企業の就労に関する障がい者の受け入れ率が低かったように記憶致して

おりますが、今年からは0.2ポイント上がっていると思いますが、今年の三重県の民間の障がい者の雇用率はいかがでしょうか。同時に、三重県、三重県教育委員会の受け入れ状況はいかがでしょうか。

(会長)

よろしく申し上げます。

(多喜委員)

今年は障がい者の就労率が0.2%上がっておりますので、その三重県の現状をお教え頂ければと思います。

(信田次長)

まず、三重県教育委員会の率について説明させていただきます。法定雇用率は、来年度2.2%に上がる予定ですが、今年度は2%でございます。毎年6月1日現在ということでやっておりまして、今年度の三重県教育委員会の事務局、県立学校や小中学校の教職員も含まれますが、2%の法定雇用率に対して1.94%です。昨年度より上がってはおりますが、まだ0.06%法定雇用率には達していないというのが三重県の状況です。

(会長)

全体の様子はいかがでしょう。

(多喜委員)

三重県、三重県教育委員会、三重県市町村等の公の機関が率先して進めて頂きたいと心から願っております。

三重県全体、三重県教育委員会の障がい者の就業率はいかがでしょう。公的機関の障がい者の就業率をしっかりと上げて頂きたく思っております。三重県全体、三重県教育委員会の障がい者の就業率を上げて頂くことによって、民間企業も一層力を入れて一生懸命取り組んで頂けるものと確信致しております。

(会長)

何点が貴重なご意見をいただきました。先ほどの西田委員のご意見を含めて、必要な修正を改めてさせていただいて、この改定について進めていきたいと思っております。先ほど言いましたように、文言の修正については、私と事務局に一任していただきたいと思っております。

それでは、全体会はここまでとさせていただきます。

閉 会

(教育改革推進監)

山田会長、これまで議事進行をありがとうございました。

この後の部会ですが、事項書にもありますように、第1部会「教員の資質向上」については、隣の「末広の間」で、第2部会「計画の策定」については、向かい側の「明日香の間」で、14時5分から開催させていただきます。

次回の全体会は、2月4日の開催となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、全体会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。